

岡ス協発第 781 号
令和2年 3月19日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
事務局長 久本 洋士
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る最新情報について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から新たな周知依頼がありましたのでお送りいたします。

つきましては、関係各所にご周知いただきご対応くださいますようお願いいたします。

なお、第一報は3月9日付け、第二報は3月13日付けでお送りした内容となりますので、ご確認ください。

記

以下スポーツ庁からのメール内容

◆（第三報）新型コロナウイルス感染症への水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置
標記の件につきまして、従前より拡大された措置が取られることになりましたので、以下のとおり御連絡いたします。

昨日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型コロナウイルス感染症への水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置に追加として、以下の項目が3月19日午前0時から当分の間、実施されることとなりました。

<入国拒否対象地域の追加（法務省）>

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、

イタリア、スイス及びスペインのそれぞれの一部地域（※注）並びにアイスランドの全域を追加指定。

14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（※注）

イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

上記以外にも「検疫の強化」及び「査証の制限等」の措置が3月21日午前0時から4月末日までの間、実施されることとなりました。

詳細は、リンク先の対策本部が開催された際に使用された資料を御確認ください。

なお、以前出された「新たな措置」が打ち消されたわけではありませんので、御注意ください。

（中国・韓国・イラン（一部地域）に対する入国拒否は引き続き適応されており、中国・韓国等に対する検疫の強化や査証の制限等も引き続き適応されております。）

<資料>（該当10ページ）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/sidai_r020318.pdf

引き続き十分御留意いただき、また周知いただきますよう、お願いいたします。